

**銀行法施行規則等の一部改正その他諸状況の変化に伴う
「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）**

平成 30 年 12 月 19 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、特別会員が有価証券を取り扱う場合には、預金等との誤認防止の観点から、特定の窓口において取り扱うとともに、預金等ではないことその他所定の事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示することとしている。

銀行法施行規則等においても、これと同趣旨の規定が置かれていたところであるが、平成 30 年 8 月 16 日付けで施行された同法施行規則等の一部改正では特定の窓口の設置義務が廃止され、所定の事項の掲示について、当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならないと変更された。これを受け、本協会では、預金等との誤認防止措置の水準を落とさないという前提の下、上記事項を実現する方策に関して検討を行い、自主規制規則において、所定の事項の掲示場所を定めるとともに、例外となる場合の説明方法等に関して規定することとした。

また、金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄については、過当勧誘の防止等の観点から、協会員が顧客から信用取引を受託する場合には当該顧客にその旨及び内容を説明することとしているが、昨今インターネット環境の向上を始め投資者が当該指定に係る情報を取得する手段が多様化・拡充している状況にあるため、当該説明義務の必要性に関し検討を行い、当該義務を廃止することが妥当との結論に至った。

これらを踏まえ、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を一部改正することとする。

II. 改正の骨子

○ 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

(1) 銀行法施行規則等の一部改正に伴う改正

特別会員（保険会社を除く。）が、その営業所又は事務所において有価証券を取り扱う場合の、特定の窓口において取り扱う義務を廃止し、当該場合に預金等ではないことその他所定の事項を、窓口を利用する顧客がその場で目視できる場所に掲示するものとする。ただし、所定の事項の説明を、当該有価証券を取り扱う前に行い、かつ、約定までに書面の交付又は提示（タブレット端末等の画面表示を含む。）を行う場合には、当該場所以外の場所に掲示することを妨げないこととする。（第 10 条第 3 項）

(2) 信用取引残高の日々公表銘柄に関する改正

金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄については、協会員が顧客から信用取引を受託する場合の顧客への説明義務を廃止することとする。

(第12条第3項)

(3) その他所要の改正

法令との整合性を図るための所要の改正を行う。(第10条第4項、第15条第1項)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成30年12月19日(水)から平成31年1月18日(金)17:00まで(必着)

② 提出方法：郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会 自主規制企画部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=15>

(2) 意見の記入要領

件名を「銀行法施行規則等の一部改正その他諸状況の変化に伴う『協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

以 上

**銀行法施行規則等の一部改正その他諸状況の変化に伴う
「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）**

平成 30 年 12 月 19 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（預金等との誤認防止） 第 10 条 特別会員は、定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に関し、金商法第 33 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有価証券（国債証券等（金商法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる有価証券並びに同項第 3 号及び第 5 号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）をいう。以下同じ。）及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>2 特別会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。</p> <p>1 預金等ではないこと（保険会社にあつては保険契約でないこと。）。</p> <p>2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと（保険会社にあつては保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しないこと。）。</p> <p>3 金商法第 79 条の 21 に規定する投資者保護基金による同法第 79 条の 56 の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと（特別会員が有価証券の預託を受ける場合に限る。）。</p> <p>4 元本の返済が保証されていないこと。</p> <p>5 契約の主体</p> <p>6 その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項</p> <p>3 <u>特別会員（特別会員が保険会社である場合を除く。）は、その営業所又は事務所において、第 1 項に掲げる有価証券を</u></p>	<p>（預金等との誤認防止） 第 10 条 （ 同 左 ）</p> <p>2 （ 同 左 ）</p> <p>1～6 （ 同 左 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>取り扱う場合には、前項第1号から第4号までに掲げる事項を、当該有価証券を取り扱う窓口を利用する顧客がその場で目視できる場所に掲示するものとする。ただし、第1項の規定に基づく説明を、当該有価証券を取り扱う前に行い、かつ、約定までに書面の交付又は提示（タブレット端末等の画面表示を含む。）を行う場合には、当該場所以外の場所に掲示することを妨げない。</u></p> <p>4 <u>特別会員（特別会員が保険会社である場合に限る。）は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、第2項第1号から第4号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。</u></p> <p>（過当勧誘の防止等）</p> <p>第12条 （ 現行どおり ）</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">（ 削 除 ）</p> <p><u>1</u> 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄</p> <p><u>2</u> 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄</p> <p>4～5 （ 現行どおり ）</p> <p>（内部者登録カードの整備等）</p> <p>第15条 協会員は、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次の各号に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者に</p>	<p>3 特別会員は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、<u>前項第1号から第3号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。</u></p> <p>（過当勧誘の防止等）</p> <p>第12条 （ 省 略 ）</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>3 （ 同 左 ）</p> <p><u>1</u> <u>金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄</u></p> <p><u>2</u> （ 同 左 ）</p> <p><u>3</u> （ 同 左 ）</p> <p>4～5 （ 省 略 ）</p> <p>（内部者登録カードの整備等）</p> <p>第15条 （ 同 左 ）</p>

改 正 案	現 行
<p>については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。</p> <p>1 次に掲げる者</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ (現行どおり)</p> <p>ハ 上場投資法人等の資産運用会社 (<u>投信法第2条第21項</u>に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。)の役員</p> <p>2～10 (現行どおり)</p> <p>2～7 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p>1 次に掲げる者</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>ハ 上場投資法人等の資産運用会社 (<u>投信法第2条第19項</u>に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。)の役員</p> <p>2～10 (省 略)</p> <p>2～7 (省 略)</p>